

臨時国会召集要求書

安倍前内閣同様、菅内閣は、新型コロナウイルス感染症への対応で失策を重ね続けている。

昨年一月、わが国で初めて感染者が確認されたが、本格的な対策を検討し始めるまでに一ヶ月間もの貴重な時間を空費するなど、初動対応を完全に誤った。その後も「安倍ノマスク」や「G.O.T.O.キャンペーン」に象徴される的外れ、非科学的、後手後手、支離滅裂、朝令暮改の対応に終始、緊急事態宣言とその解除を何度も繰り返す事態に陥った。この結果、多くの国民が、十分な補償もないままに生活、事業などあらゆる面で不自由を強いられ、生活に困窮し、事業継続を断念する事態に追い込まれた。このような中、政府与党は、われわれの会期延長の申し入れを黙殺し、通常国会を開会した。その後発覚したのが、政府が、酒の提供を続ける飲食店について、金融機関による働きかけや酒類販売業者への取引停止を要請するという、どさくさ紛れの不当な行政指導である。政府が自ら、優越的地位を濫用した圧力行使を呼びかけるのは、法治国家としての根幹をも揺るがす暴挙と言うほかない。

そして今、国民の不安をよそに、東京二〇二〇オリンピック競技大会の開催が強行されようとしている。すでに各方面から、大会の新型コロナウイルス感染症対策には大きな不備があるとの指摘があり、このまま開催が強行されれば、重大な結果を招きかねない。

新型コロナウイルス感染症に対し、国民が一丸となつて立ち向かっていくためには、国権の最高機関である国会を召集し、国民の英知を結集させるしかない。加えて、各地で頻発する豪雨災害に対応するためにも、臨時国会の早期召集は不可欠である。

よつてここに、日本国憲法第五十三条に基づき、立憲民主党、日本共産党、国民党及び社会民主党は、衆議院議員百三十六名の連名により、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。菅内閣は、憲法五十三条に基づく臨時国会召集について、「内閣には合理的期間内に召集する法的義務がある」との最近の判決も重く受け止め、貴任ある対応を取られたい。

令和三年七月十六日

安住淳外百三十五名

代表者

安住

選上住

穀田 恵二

古川 元久

照屋 寛徳

中浅 宮塙赤  
山野 川嶺本  
成 岩政  
彬哲 徹也賢  
西井 本田笠  
岡上 村村井  
秀一 伸貴  
子徳 子昭亮  
古岸 高穂  
川本 橋田千  
元周 鶴恵子  
久平 二  
前高 畑志  
原井 野位  
誠崇 君和  
司志 枝夫  
山玉 藤清  
尾木 野水  
志雄 保忠  
桜一 史史  
吉山山森松牧福長中寺高下櫻近黒川海岡大小稻荒安  
田花内田原田谷村木条井藤岩内江田串川富井住  
川喜田鍊  
義昭嘉四太み和宇博万克博淳修  
統郁康俊  
彦夫一和仁夫夫一郎学郎つ周也洋史里也志也二聰淳  
笠山山森道松古原長照武白重近玄菅柿岡大小今伊阿  
本岡山下尾本口尾屋内石徳藤葉沢本熊井藤久  
和伸  
浩嘉達浩大明一秀寛則洋和昭一未き慎雅俊幸  
史子丸行樹弘郎博樹徳男一彦一郎人途子敦司人輔彦  
早柚山矢緑松堀日長中津末階佐源吉金岡大小生池阿  
稻木川上川木越吉妻川村松々馬良子本西沢方田部  
田首  
夕道合雅貴ニ啓雄正啓義隆太州恵充健一幸真知  
季義子義士う仁太昭春介規猛博郎司美功介郎夫紀子  
渡横山谷宮松本平西中辻関篠佐小城神奥逢尾江石青  
辺光崎川田多野村島元藤宮野坂辻田川柳  
克平博奈克清一公泰一誠孝憲香一  
周彦誠元伸功直文美仁美郎豪治子崇裕郎二子司織郎  
吉山屋村松馬広野中手田篠齊後菊龜落岡大枝泉青  
川井良上平淵田谷塚島原木藤田井合島河野山  
和朝史浩澄佳一仁武祐紀紀貴一雅幸大  
元則博好一夫一彦馬雄要孝志一子子之正子男太人